

森ノ宮医療大学 学生会会則

平成19年11月29日制定

平成21年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成26年1月16日改定

平成31年4月18日改定

令和2年2月18日改定

令和4年5月24日改定

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、森ノ宮医療大学学生会（以下「学生会」という。）と称し、森ノ宮医療大学の全学生をもって組織する。

2 事務局を森ノ宮医療大学内に置く。

(目的)

第2条 学生会は、森ノ宮医療大学における学生の課外活動の充実と発展及び学生相互の親睦を深めることを目的とする。

(指導・監督)

第3条 学生会は、森ノ宮医療大学教職員で構成される学生支援課及び学生支援委員会の指導・監督のもとに活動を行うものとする。

(活動内容)

第4条 学生会は、第2条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 学生会の運営に関する事項
- (2) 課外活動に関する事項
- (3) 大学祭に関する事項
- (4) 卒業記念事業に関する事項
- (5) 学生相互の親睦に関する事項
- (6) その他、学生支援課または学生支援委員会が必要と認める事項

2 前項の内、第1、2、3、4、5号の活動については別途定める。

第2章 組織および活動

(学生会総会)

第5条 学生会本部は年1回毎年5月末日までに学生会総会を開催し、次の重要事項について報告ならびに承認を得なければならない。

- (1) 学生会本部役員の承認
- (2) 事業計画及び学生会運営費予算案の承認
- (3) 前年度事業報告及び学生会運営費決算書の承認
- (4) その他学生会本部で必要とされた事項

2 学生会総会は学生会会員で構成する。

(機関の設置)

第6条 学生会の目的達成のために、学生会本部を置く。

(学生会本部の構成と運営)

第7条 学生会本部は、学生会の決議機関として、次の事項を決定する。

- (1) 学生会各委員会の事業計画
- (2) 学生会予算細目
- (3) 各委員会で策定された事項
- (4) その他、大学より依頼された事項

2 学生会本部には、次の役員を置く。

- (1) 学生会代表 1名
- (2) 学生会副代表 1名
- (3) 学生会書記 1名
- (4) 学生会会計 1名
- (5) 学生会会計監査 1名
- (6) 体育会系代表・副代表 各1名
- (7) 文化会系代表・副代表 各1名
- (8) 大学祭実行委員会委員長・副委員長 各1名
- (9) その他、学生会本部にて任命された者

(役員の選出)

第8条 役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 各委員会にて前条の役員候補を選出する
- (2) 学生会の代表と副代表は、同一学科より選出できない
- (3) 体育会系代表・副代表及び文化会系代表・副代表は、同一の部・公認サークルより選出できない
- (4) 大学祭実行委員会委員長と副委員長は、同一学科より選出できない
- (5) 役員を兼務することはできない

2 前項により選出された役員候補は学生会総会で承認を得なければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年間とし再任は妨げない。ただし、学生会会員の資格を有する期間とする。

- 2 役員に欠員が生じた時、学生会本部は、後任を選出することができる。
- 3 前項の運用については別途定める。

(学生会運営委員会の構成と運営)

第10条 学生会運営委員会は、学生会の諮問機関として、次の事項を答申する。

- (1) 学生会事業計画
 - (2) 学生会運営費予算細目
 - (3) 学生会本部で審議された事項
 - (4) その他大学より依頼された事項
- 2 学生会運営委員会には、次の者を置く。
- (1) 学生会本部役員
 - (2) 顧問(大学教職員)

(常設委員会の設置)

第11条 学生会本部の執行機関として、次の委員会を置く。

- (1) クラス委員会
- (2) 部・公認サークル運営委員会
- (3) 大学祭実行委員会
- (4) 卒業記念事業実行委員会

(クラス委員会の構成と運営)

第12条 クラス委員会は学生会本部の下部組織であって、各学科・各学年の学生をもって構成し、各クラスより委員長・副委員長各1名、計2名を選出し運営される。必要により書記を置くことができる。

- 2 クラス委員会の下部組織に卒業記念事業実行委員会を置く。

(卒業記念事業実行委員会の構成と運営)

第13条 卒業記念事業実行委員会は、クラス委員会の下部組織であって卒業年度の各学科から4名ずつ選出された実行委員をもって構成し、運営される。

(部・公認サークル運営委員会の構成と運営)

第14条 部・公認サークル運営委員会は、学生会本部の下部組織であって部・公認サークルの各団体の代表者をもって構成し、運営される。

- 2 部・公認サークル運営委員会の下部組織に、体育会系運営委員会と文化会系運営委員会を置く。

(大学祭実行委員会の構成と運営)

第15条 大学祭実行委員会は、学生会本部の下部組織であって学生会員をもって構成し、運営される。

第3章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(学生会運営費と予算)

第17条 学生会の運営は、学生会費（学生支援費）、その他をもってこれを行う。

2 学生会費（学生支援費）の徴収は、大学が代行して行い、学生支援課に移管する。

3 運営費は、学生支援課が所管し、予算の大綱は、学生会本部及び学生支援課で協議し、学生支援委員会で決定する。なお、学生会の活動内容により次のように予算配分する。

(1) 課外活動に関する予算

(2) 大学祭に関する予算

(3) 卒業記念事業行事に関する予算

(4) 学生の親睦に関する予算

(5) 学生支援課または学生支援委員会が必要と認めた事項に関する予算

4 学生支援課は前項で決定した予算を学生会本部に通知する。

5 学生会本部は、第3項に基づき決定した予算を常設委員会に通知する。

6 会計に関する現金・預貯金などは、保管を大学に預託することができる。

(会計監査と学生会運営費決算)

第18条 決算書は、学生会本部が作成し、会計監査委員の監査を経て大学に提出して承認を受け、翌年5月末日までに学生会総会にて内容を報告公示しなければならない。

2 学生会会計監査の役員及び学生支援委員会の委員1名は、年2回会計監査を実施しなければならない。

第4章 会則改定

(雑則)

第19条 この会則に定めるものの他、この会則の施行に関して必要な事項は、学生支援課及び学生支援委員会で協議し、管理運営会議へ報告し、教授会の承認を経て定める。

附 則

1 この会則は平成19年12月1日から施行する。

2 この会則は平成21年4月1日から施行する。

3 この会則は平成24年4月1日から施行する。

4 この会則は平成26年1月16日から施行する。

- 5 この会則は平成31年4月18日から施行する。
- 6 この会則は令和2年2月18日から施行する。
- 7 この会則は令和4年5月24日から施行する。